

名簿の使い方

1 許可区分

産業廃棄物処理業の許可には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（有害性、爆発性、毒性等により政令で定められているもの）についての収集運搬業及び処分（中間処理、最終処分）業の許可があります。この名簿には、産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物最終処分業、特別管理産業廃棄物最終処分業、産業廃棄物中間処理業、特別管理産業廃棄物中間処理業の許可業者について掲載しています。

なお、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業については、平成23年4月1日より、仙台市の許可のみを受けている場合及び仙台市の許可に積替え保管が含まれている場合を除き、基本的に宮城県の許可で行うこととなり、仙台市の許可業者数は減少しています。

2 索引（許可業者一覧【50音順】）

索引は許可業者名から「(株), (有), (協業)」などを除いた読みによる50音順に記載しています。また、ページ欄には次により参照先を示しました。

「最終」…産業廃棄物の最終処分（埋立）業 「中間」…産業廃棄物の中間処理業 「収集」…産業廃棄物の収集運搬業

「特最」…特別管理産業廃棄物の最終処分（埋立）業 「特中」…特別管理産業廃棄物の中間処理業 「特収」…特別管理産業廃棄物の収集運搬業

なお、処理業者の記載については、それぞれの許可区分ごとに整理番号の順番で記載しています。

3 名簿中の表示

(1) 特記事項がある場合や、他の産業廃棄物処理業の許可を有している場合には、備考等に記載しています。

例) 「積替え保管行為を含む」・・・積替え保管行為の許可がある。

※収集運搬する全品目の積替え保管ができるとは限らないので、各事業者へご確認下さい。

(2) 産業廃棄物の「◎」・・・「含水率85%以下のものに限る」

(3) 特定有害産業廃棄物の「◎」・・・「処分するために処理したものを含む」

(4) 「最終」・・・産業廃棄物の最終処分（埋立）業

「中間」・・・産業廃棄物の中間処理業

「収集」・・・産業廃棄物の収集運搬業

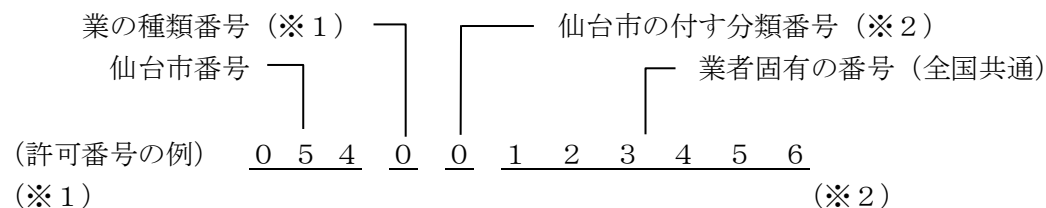
「特最」・・・特別管理産業廃棄物の最終処分（埋立）業

「特中」・・・特別管理産業廃棄物の中間処理業

「特収」・・・特別管理産業廃棄物の収集運搬業

4 許可番号の読み方

処理業者には許可番号が付与されており、その構成は以下のとおりです。



- (※1)
- 0…産業廃棄物の収集運搬業
 - 1…産業廃棄物の収集運搬業積替え保管あり
 - 2…産業廃棄物の中間処理業
 - 3…産業廃棄物の最終処分業
 - 4…産業廃棄物の中間処理業及び最終処分業
 - 5…特別管理産業廃棄物の収集運搬業
 - 6…特別管理産業廃棄物の収集運搬業積替え保管あり
 - 7…特別管理産業廃棄物の中間処理業
 - 8…特別管理産業廃棄物の最終処分業
 - 9…特別管理産業廃棄物の中間処理業及び最終処分業

- (※2)
- 0…仙台市内の事業者
 - 1…宮城県内の事業者
 - 2…県外の事業者

5 産業廃棄物収集運搬業優良基準適合

備考欄に「優良認定」旨の記載がある場合、その業者は、廃棄物処理法施行規則が定める「産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準」への適合性について自ら申請し、審査の結果、適合することが認定された業者です。この認定により、許可の有効期間が7年間に延長されるとともに、許可証に「優良」マークが記載されています。

なお、この認定制度は、あくまで上記基準への適合性を認定するものであり、不法行為や不適正処理を行わないことを仙台市が保証するものではないので、ご注意下さい。

6 その他

- (1) 事務所所在地欄及び施設設置場所中、住所が仙台市内の場合、住所は「宮城県」を省略、電話番号の市外局番「022」を省略したものがあります。
- (2) 掲載事項は、令和5年8月1日現在のものです。その後、事業範囲の変更等を行っている場合がありますので、産業廃棄物の処理を委託する場合は、許可証等により許可の範囲を確認し、収集運搬業者、処分業者のそれぞれと書面により契約してください。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令における「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」については、令和5年8月1日現在で、本市に対し、届出等の提出があったものについて記載しております（「中間」及び「収集」の名簿上、「水銀」と記載しております）。